（別紙１）

㊞

２０生産第５１２３号
平成２０年１２月５日

全国果実輸出振興対策協議会会長
全国果実生産出荷安定協議会会長
北海道農政部長　　殿
地方農政局生産経営流通部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

農林水産省生産局生産流通振興課長

輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について

日本産果実及び野菜（以下「果実等」という。）の主要輸出先である台湾においては、日本と同様、関係法令に基づき、果実等をはじめとする輸入食品の残留農薬の検査が行われており、残留農薬基準に違反した場合には、当該食品の廃棄・積み戻しのみならず、食品検疫のロット検査抽出率の引き上げ強化や全ロットでの食品検査の義務付け（検査費用の自己負担）等の措置が講じられます。

こうした中で、日本と台湾では残留農薬の基準が異なることから、最近、日本から輸出された果実が台湾の食品検査において不合格となる事例が発生しています。

今後、台湾をはじめとする輸出先への果実等の継続的かつ安定的な輸出を推進していくためには、各産地において、輸出先ごとの残留農薬基準に適合した果実等を生産することが重要となっています。

ついては、別紙「輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について」に留意の上、輸出先の残留農薬基準の遵守が図られるよう、貴職から傘下会員（貴管下関係機関）に対し、本趣旨の周知・徹底をお願いします。

また、農林水産省では、果実等に関し、国内で残留農薬基準が設定されている農薬について、①輸出先に基準が無いものの、国際基準であるＣＯＤＥＸ基準が設定されている場合には、輸出先に対し、当該基準の採用を要請するとともに、②輸出先で設定されている農薬では代替できない場合には、輸出先に対し、残留農薬基準の設定申請を進めていくこととしていますので、輸出先における残留農薬基準の設定申請が必要な農薬等がある場合には、随時、農林水産省生産局生産流通振興課あてに情報提供をお願いします。

（別紙）

輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について

今後、日本産果実及び野菜（以下「果実等」という。）の輸出促進を図る上では、量的な拡大のみならず、輸出先での残留農薬基準を重視した輸出対応が重要である。

このため、輸出向け果実等の残留農薬基準の遵守に向け、以下の事項に取り組むものとする。

（基本）

１　輸出向けの果実等については、輸出先の残留農薬基準に適合した果実等の輸出を第一とし、輸出先において使用が禁止、あるいは残留基準が設定されていない農薬が使用されている場合には、果実等の輸出は行わないこと。

（生産段階での対応）

２　果実等の輸出に際しては、予め輸出先を特定することを基本とし、輸出先の残留農薬基準を確認の上、当該基準に応じた生産（産地）段階での農薬の選定、使用時期や使用回数等について、生産者等関係者全員の合意を得た後、適切な防除、生産履歴の確実な記帳等に取り組むこと。

（輸出向け果実等の残留農薬基準の確認）

３　２により生産された果実等の輸出に際しては、生産履歴が確実に保持されていることを確認するとともに、必要に応じて、輸出者又は産地において、残留農薬分析を実施の上、輸出先の残留農薬基準に適合していることを確認すること。

（緊急的な輸出の際の残留農薬基準の確認）

４　２又は３に拘わらず、緊急的に果実等を輸出する際には、必ず、輸出者又は産地において、生産履歴の確認又は残留農薬分析を実施の上、輸出先の残留農薬基準に適合していることを確認することとし、輸出先の残留農薬基準に適合しない場合には、当該果実等の輸出は行わないこと。